

総務常任委員会記録

令和7年 第5回定例会	
1 日 時	令和7年12月16日（火） 午前10時00分 開会 午前10時53分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	小 島 実 委員長 仲 田 知 史 副委員長 舩 生 雅 秀 委員 大 貫 桂 一 委員 阿 部 秀 実 委員 佐 藤 誠 委員 津久井 健 吉 委員 関 口 正 一 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	金子 議事課長 萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

日 時 令和7年12月16日(火)

場 所 第1委員会室

職 名		氏 名	人数
副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8名
	危機管理監	湯沢 浩	
	総合政策課長	佐藤 覚	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 渉	
	デジタル政策課長	鈴木 淳	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	倉澤 弘	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	鈴木 智久	
	行政経営課行政改革担当	高橋 洋一	
市民部	市民部長	関口 守	6名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	山崎 尚良	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	仲野 隼人	
会計課	会計管理者	柿沼 紀子	1名
議会事務局	議事課長	金子 恵美子	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	2名
	選挙管理委員会事務局次長	橋本 礼子	
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	岡部 晃一	
	警防救急課長	紺野 敬寛	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課課長補佐兼消防総務係長	渡辺 徹	
合 計			33名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 7 9 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
- 2 議案第 8 5 号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 3 議案第 8 6 号 鹿沼市部設置条例の一部改正について
- 4 議案第 9 1 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

令和7年第5回総務常任委員会 概要

○小島委員長 おはようございます。

開会に先立ちまして、お願いします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いいたします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局職員が写真を撮影を行いますので、ご了承ください。

今回は改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶を申し上げます。

このたび総務常任委員長を拝命いたしました小島実です。

今回から2年の職務であります。

責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

委員各位のご協力を賜り、2年間全うしていききたいと思います。

ですが、私、今のデジタルの進歩にはなかなかついていけないアナログ派です。

若い仲田委員の、副委員長の指導を受けながら、2年間頑張っていきますので、よろしくをお願いいたします。(拍手)

(「はい」と言う者あり)

○仲田副委員長 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会副委員長を拝命いたしました仲田知史でございます。

小島委員長を支え、この常任委員会の運営がスムーズに、滞りなく進みますよう、努力いたします。

これから2年間よろしくお願いいたします。

○小島委員長 お願いします。(拍手)

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案第4件であります。

それでは、早々審査を行います。

はじめに、議案第79号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

佐藤総合政策課長。

○佐藤総合政策課長 おはようございます。

総合政策課長の佐藤です。

議案第79号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

まず、栃木県市町村総合事務組合とは、効率的な行政運営を目的といたしまして、地方自治法に基づき設立された事務組合であり、県内の市町村の事務の一部を共同処理し

ております。

現在、県内の全 25 市町のほか、宇都宮西中核工業団地組合など、13 の一部事務組合等により組織されております。

この事務組合の規約の変更に当たりましては、地方自治法により、組合に加入する全ての団体の議会の議決が必要とされていることから、議案として提出したものであります。

今回の規約の変更は、事務組合が行う事務のうち、議員及びその他非常勤職員の公務災害補償事務と非常勤の学校医などの公務災害補償事務の 2 つの事務の共同処理の対象団体として、新たに佐野市を加えるものです。

なお、共同処理を開始する時期は、令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。

以上で、議案第 79 号についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

よろしくお願いします。

この議案は新旧対照表とかがないので、ちょっと詳細について教えていただきたいのですが、事務組合ということで、いわゆる退職金とか、災害補償とか、そういった事務手続を全体でやっていくということだと思いのですね。

それに対して、反対は別にないのですけれども、今回栃木市を、栃木市、佐野市というふうに、佐野が追加ということは、今まで佐野は加入されてなかったということでしょうか、それが 1 点と。

もう 1 点は、この規約が変更になったことと、緑色の説明書のほうでは、議員の公務災害に対する補償事務という言葉が入ってきているのですが、鹿沼に対して今後どういう影響があるのかを教えていただければと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○佐藤総合政策課長 まず 1 つ目の質疑になります。

佐野市が今回加入するかということなのですが、この事務組合自体には佐野市さんはもともと入っております。

最初に説明させていただきましたが、県内 25 市町全て加入しています。

そのうち、今回、規約の変更といたしましては、議員及びその他非常勤職の公務災害補償事務、非常勤の学校医等の公務災害補償事務、この 2 つの職の事務、2 つに関しては、佐野市さんは今まで事務組合にお任せしていなかったということで、今回改めて佐野市さんがこの事務を、この組合にお願いするというような内容になっております。

鹿沼市への影響なのですが、特に思い当たるものはないというところであります。

はい、以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

はい、ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 いい機会なので、少し事務組合のことを我々も理解しておきたいなと思いついて、わかる範囲で結構ですので、この、では、鹿沼市というのは事務組合に当然入っていて、その対象としている様々な事務というのはほとんど鹿沼市は、その、それぞれのプロジェクトに乗っているという考えなのでしょうか。

それとも何か鹿沼市は、「こういう事情があつて、これだけは独自でやっているんだよ」とか、そういったもの。

あとは、どういった事務組合がほかに、プロジェクトというものがあるのか。

全貌を述べていただきたいとは思つてはいませんが、どういうものを基本的には共同でやっているのかなという、少しわかる範囲で結構ですので、お願いします。

○小島委員長 説明を求めます。

どうぞ。

○佐藤総合政策課長 はい、総合政策課、佐藤です。

まず、2つご質問いただいたと思うのですが、こちら1つ、答えは1つになるかなと思っております。

そもそも事務組合が行っている事務、7つありまして、そちらの説明させていただきます。

消防団員に係る災害補償事務、消防団員に対する退職補償金の支給事務、職員のですね、退職手当支給事務、議員及びその他非常勤職員の公務災害補償事務、非常勤の学校医等の公務災害補償事務、栃木県自治会館の管理及び運営、消防救急無線設備の整備及び管理となっております、こちら7つが事務組合の事務となっておりますが、鹿沼市はこの7つ全部に加入、事務組合にお願いしているというような状況になっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、説明は終わりました。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第79号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第85号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

橋本選挙管理委員会事務局次長。

○橋本選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長の橋本です。

よろしく願いいたします。

議案第85号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の条例改正は、物価の高騰や、選挙の執行状況等を考慮して、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙の選挙運動に係る公費負担の限度額を改正するものです。

お手元の新旧対照表 1 ページをご覧ください。

はじめに、鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の選挙運動用ポスターの作成の単価についてになります。

現行の 541 円 31 銭を 586 円 88 銭に改正するものであります。

次に、2 ページをご覧ください。

鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例につきましては、第 4 条、及び第 5 条の選挙運動用ビラの作成単価及び限度額を、現行の 7 円 73 銭から 8 円 33、失礼しました。

8 円 38 銭に改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を、はい、阿部委員。

○阿部委員 はい、今説明をいただきましたが、まず、いつも疑問に思うのは、日本で使われていない通貨の何銭というのが、常に出てくるというのは、公職選挙法に従ってということなのだと思うのですが、それで、今説明の中で物価高騰も緩和していくことでありながら、選挙用ビラ、いわゆる証紙ビラというふうに言われていますけれども、7 円 73 銭が 8 円 38 銭と 15 銭上がりましたという、何かよくわからない数字が出ているのですが、これ、もう、これは公職選挙法でこういう数字で出ているということですか。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○橋本選挙管理委員会事務局次長 はい、おっしゃるとおり、公職選挙法施行令によって定められているもので、国も県も同じような金額になっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 では、わかりました。

○小島委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○小島委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 85 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 86 号 鹿沼市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

よろしく願いいたします。

議案第 86 号 鹿沼市部設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

本議案につきましては、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、業務の集約化や一元化を推進することで効率を高め、市民の期待に応えられるよう、令和 8 年度から新たな組織・機構で業務を行っていくため、鹿沼市部設置条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

お手元の新旧対照表になります。

新旧対照表、3 ページのほうで、まず第 1 条、こちらにおきましては、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、市民生活に必要なサービスを安定的、継続的に提供していくため、財源確保と適正な予算編成、予算執行や契約業務の連携が図れるよう、財政課、税務課、納税課、契約検査課の 4 課を集約した財務部を設置いたします。

第 2 条におきまして、各部の分掌事務を組織・機構見直しにあわせて改正いたします。

まず、秘書室につきましては、危機管理課を移管することに伴い、危機管理及び防災に関することを追加いたします。

次に、総合政策部につきましては、財政課、デジタル政策課、危機管理課が他部局に移管されることに伴い、財政に関すること、情報政策に関すること、危機管理及び防災に関することを削除し、また、総合政策と行政経営のそれぞれの業務分担を見直し、効率的な市政運営を行うことを目的に、議会及び文書法令に関することを行政経営部に移管するため削除いたします。

4 ページをご覧ください。

行政経営部につきましては、総合政策部からの分掌事務の移管に伴い、議会及び文書法令に関すること、情報政策に関することを追加いたします。

最後に、新たに設置する財務部につきましては、財政に関すること、市税に関すること、契約及び工事検査に関することを分掌事務として明記いたします。

5 ページをご覧ください。

鹿沼市部設置条例の一部改正に伴い、審議会等の庶務を担当する部が変更となる条例、そちらにつきまして、附則第 2 項から第 6 項までに規定しております。

なお、本条例の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

以上で、鹿沼市部設置条例の一部改正についての説明を終わります。

○小島委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 この条例に反対するものではありませんが、やはりある程度背景や、こういう改革に至った経緯というのを少し補足で聞いておく必要があるという考えでお伺いしますが、当然これは首長が変わったことによつての組織運営のあり方の哲学が変わったことによつてのなされた変更だと思つておりまして、当然前のあり方がよかった、悪かったということを今言うつもりはないのですが、やはり今までの組織運営に関して、こういったことがあったりして、それで、首長が変わつてこういう考えのもと、こういう改革に至ったというような事情や背景というのをもう少し答え得る範囲で、聞かせてい

ただきたいと思います。

○小島委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

組織・機構の見直し、そちらにつきましては、毎年実施というか、検討のほうをしております。

そこで、それぞれ全部局、それぞれの各部局に意見等、話を聞いた上で、いろいろ調整を行っているところであります。

それで、今回の見直しに至った背景ではあるのですが、来年度から第9次の総合計画が新たにスタートするということにあわせて、全庁的に意見を確認しましたところ、やはり社会情勢的に、全庁的な業務を、全庁的にかかわる業務というのが年々増えております。

例えば現、今までであれば、一部局の中で完結できた業務なのですが、例えば、ふるさと納税であれば、リーダー的なふるさと納税のセクションがあつて、それから横展開ですね。

部局間横断業務という形で、そういうような横連携の必要性が、年々多くなってきております。

そういった背景もありましたことから、今回の組織見直し、そちらにあわせて、この前の一般質問で市長のほうからも答弁させていただきましたけれども、チーム制の導入とか、そういう形で新たな組織で行政運営を行っていこうということが背景であります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

大丈夫ですか。

はい。

いいの。

はい、では、はい、仲田副委員長。

○仲田副委員長 はい、仲田です。

佐藤委員が聞いたことは、背景についてわかるのですが、実質的な面で、実際部局や課が増えるわけではないですか。

それで、それに伴って、例えば、部長級、課長級という方が、私は増えると認識して、では、人件費が増えるのではないのかなというところで、では、新しい体制になってどれだけ人件費が増えるのかという、その数字的な面をお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

新しい部・課が増えるということは、増える形にはなっております。

それで、今回行政経営課のほうで、組織見直しで、新しい部、組織というのは今回整理させていただいたところなのですけれども、それをもとに、これから人事協議、そちらで、ここの部に、では誰とかという、人事協議のほうは、これからなのですね。

その中で、人事配置の結果によっての人件費の整理という形になるので、現時点では、まだそこは金額が把握できるような状況ではないということになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 いいですか。

はい、仲田委員。

○仲田副委員長 はい、ありがとうございます。

そうですね。

そもそも課長級だったり、部長級だったりという評価の方が配置される可能性もあるので、金額的にはまだわからない。

決して、私、この編成に何か反対するものではなくて、それで、この先ほど網課長がおっしゃられた、第9次鹿沼市総合計画を実施する上で、今のその連携、部局間の連携なんかが必要になってくるという背景もありながら、第9次鹿沼市総合計画の実施というところが背景にあるということなのですけれども、この組織編成をすることによって、市民にとって、どうして組織編成が必要なのか。

では、その組織編成をしたことによって、どういう実績が、どういう評価が、評価、目標、実質的な数字みたいなもので、この組織編成がされたことによって結果がどう出たのかというのが、わかりやすく出ることのほうが、この組織編成の意味があるのかなと思ひまして、この編成によってどういう結果を目指しているのか。

それを客観的に市民に説明するのに、どういう指標を使うのかというのを、もうちょっと詳しく聞かせていただければありがたいと思います。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○網行政経営課長 はい、行政経営課長の網です。

仲田副委員長のほうからの質疑にお答えさせていただきますと、客観的なデータといひますと、「じゃあ、こういうような指標で」というところの組織運営に対しましては、そういう客観的な指標というところまで、「じゃあ、これにしようね」ということで定めているものではないかなという認識であります。

なのですけれども、CS、顧客満足度という形での市民が、「今まで、こうちょっとこんな感じだったのに、ちょっと早く、対応早くなったよね」とか、「職員のサービス、よくなったよね」とか、そういうことが客観的に得られるような形となりますと、市民アンケートとか、そういう形になってしまうとは思ひのですが、そういうものも含めて、今後客観的なものというところまではいかないと思ひのですが、そういったところで、組織見直しについてはいろいろ検証していきたいと思ひております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

阿部委員。

○阿部委員 はい、仲田副委員長と同じようなことをちょっと考えていました。

それで、機構図、説明いただいた中で、右側には業務の集約、一元化の推進、それから多様化する政策の横の連携強化で、市民にわかりやすく、職員が動きやすい横連携ということで、かなり横連携ということ、部局横断というのを力を入れていくのだなというのは、改めてここでわかることなのですが、毎年議会では決算委員会を行って、その中では、各部局ごとに新しい事業とか、課題と成果なんていう形で出されてくるのですが、今後こういう形で部局横断しての取り組みによって課題が前に進んでいったというところを、評価できるというか、それを決算の中でも報告できるような体制をつくってもらいたいと思うのですが、その辺の考え方について見解をお願いします。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○網行政経営課長 はい、行政経営課長の網です。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

横の連携ということで、部局間の横断した業務、そういったものの業務においては、チームという形で、何部にもまたがるような事業展開があったとします。

そういった場合でも、原課、所管課というのは何部何課ということで、所管課を決めた上で、サポート体制、そういった形のチームになりますので、予算決算等におきましては、所管課での予算要求とか、そういう説明になりますので、そこでちょっと全庁にまたがっている業務でこうだということまではちょっと見えにくいような状況になるかとは思っておりますけれども、ちょっとそういった中でも、検討できることは検討したいと思いますが、繰り返しの説明になりますが、所管課が決まった上での事業実施という形になりますので、そのようなことでご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい。

○小島委員長 はい、説明は終わりました。

阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

そうですね。

決算委員会なので、あくまでも各部局ごとの決算の認定というところが中心になってやっていくというところでは確かにそうかもしれないのですが、来年度から総合計画も新たに変わっていくというところでは、その実施計画をやった後に、決算との関係で、部局横断では、こんな事業が前に進んだとか、その辺の報告というか、それは市民に向けて、「やっぱり鹿沼市はこういう形で新たに動いてるんだ」というのを、何か出せる方法は考えていただきたいと思います、はい。

はい、以上です。

○小島委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○小島委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 86 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 91 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

岡部予防課長。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いいたします。

議案第 91 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正は、総務省消防庁より、火災予防条例（例）の一部改正についての通知が発出されたことに伴い、本市の火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正の背景としましては、本年 2 月に発生した岩手県大船渡市での林野火災を受け、総務省消防庁において、消防防災対策のあり方に関する検討会が行われました。

検討会において、林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、こうした火の使用行為への対策が重要であるなどの報告があったことから、林野火災に関する注意報及び警報を創設し、適切に発令等を行うことにより、林野火災の予防の実効性を高めることが必要であるとされました。

このことを踏まえまして、林野火災に関する注意報及び警報の発令に関する規定の新設と、火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出要件にたき火を追加し、当該行為にたき火が含まれることを明確にした内容となるように改正します。

さらに、火入れが関連することに伴い、あわせて、鹿沼市火入れに関する条例を一部改正し、火入れの中止の条件に、林野火災に関する注意報を追加する内容に改正いたします。

施行期日については、火災予防条例（例）の施行期日と同日の、令和 8 年 1 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、大貫委員。

○大貫委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどたき火もだめだというお話だったかと思いますが、農業をやっている関係上、どうしても草とかを集めて燃やすということ、行為は出てしまうのですが、それでも一つ一つ毎回届け出をしなくてはならないのか、ちょっとお伺いします。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いいたします。

大貫委員の質疑にお答えいたします。

野焼き、野焼きというか、そのたき火ですね、農業を目的としたたき火、こちらは廃棄物の野外焼却の条件から、特例的に除かれたものになりますね。

なので、その野外焼却の例外となる廃棄物の焼却という形で、その農業、林業または

漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却という形で、たき火としては認められているのですけれども、一応、この林野火災の出火防止の目的で、この届け出も改めて、火災と紛らわしい行為としての届け等、再度出していただいて、こちらもその火災の予防に努めていければと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

○大貫委員 はい、ありがとうございます。

ただ、ちょっと気になっているのは、その下に鹿沼市の火入れに関する条例というのがありまして、強風時とか、いろいろ規定されていますが、ちょうど野焼きではないですけれども、たき火を燃やす時期というのが、どうしても啓蟄前ではないですか。

啓蟄というと虫が動き出す前には火をつけたほうが、燃やしたほうがいいかなというのはありますので、そこで、この乾燥注意報とかという、書かれていると、冬に乾燥注意報が出ていない時期というのはあるのかなと、逆に、ちょっとその時期があるのであれば教えてください。

○小島委員長 説明、大丈夫ですか。

お願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いいたします。

大貫委員の質疑にお答えいたします。

気象庁のデータ、毎年というか、最新データによると、大体乾燥注意報が発令する条件下に置かれるのが、やはり1月から3月あたりまでは、そういう発令される日の頻度が多いのかなと把握しております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

○大貫委員 そうしますと、それ以外に燃やしたと、届け出をすればやっていいということですか。

火をつけていいということですかね。

ちゃんと届け出を出してやればよろしいですか。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いいたします。

大貫委員の質疑にお答えいたします。

届け出を出していただくことで、こちらも消防本部としては、その行為をしているのだという把握になります。

それで、もし周りの市民の方から、そういった煙の絡みとかの通報があったときには、この届け出をもとに、届を出してもらった際には、消火準備とかもしていただくこととなりますので、火災予防には十分考えていますよというような周知にはなるかなと思います。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

○大貫委員 ありがとうございました。

○小島委員長 はい、消防長。

○若林消防長 ただいまの岡部課長の説明に補足いたします。

最近ですね、皆様も御存じのとおり、今年は大船渡の林野火災から、たび重なるように大規模な林野火災、通称、ニュース報道では山火事、山林火災みたいな表現でされていますが、消防での表現ですと、林野火災というふうな区分になります。

それで、その林野火災が、地球温暖化のせいもあるのでしょうか。

雨、降雨の量が非常に年々少なくなっているというふうなこともございまして、今までどおりの注意喚起の中でのたき火等を行うと、そういった大規模な林野火災に発生する可能性が非常に高くなっているというふうなことがございます。

その関係で、国のほうで検討会を開催して、林野火災注意報、林野火災警報というものを創設をして、それで、もともとそのたき火に関する届け出はするようにはなっております。

なっちはいたのですが、「このぐらいの小さなたき火であれば、届け出しなくていいだろう」というふうな方も実際いらっしゃったのが現実でございます。

そういったところを、「きちんとたき火も届け出をしなくちゃいけないんだよ」というふうなことも伝えながら、その雨量が少なく、先ほど大貫委員がおっしゃったように、乾燥注意報は冬の時期はほとんど出るような状況でございます。

それで、それにあわせて、雨量が少ないがために、大規模な林野火災が発生しているというふうな実情を踏まえて、今回の流れになっておりますので、届け出を出したからやっていいというふうなことではなくて、もともとたき火は届け出を出せばやっていいというふうなことにはなっているのですけれども、その林野火災注意報が出た場合は、まず、うちのほう、消防側とすると、注意喚起をする。

それで、林野火災警報になった場合は、「もうやめてください」というふうなことで、強く訴えていきたいと、訴えられるような、そういった仕組みを今回創設されたというふうなことになりました。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 ほかに質疑は。

はい、船生委員。

○船生委員 お願いします。

船生です。

届け出は書面で書いて、それで、実施日を書いて届けるのですか。

届ければオーケーというのは、その辺のところだけお願いします。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしく願いいたします。

船生委員のご質疑にお答えします。

届け出のほうは書面で書くものとなっております。

それで、届け出先は消防本部の通信指令課が窓口となっております、火災と紛らわしい行為、または火災を発する恐れがある行為の届出書、こちらを紙で出していただいて、そこには実施場所とか、あとは消火の準備とか、そういったものをご指導させていただきながら、提出していただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

はい、船生委員。

○船生委員 実施日も書くのですか。

すみません、一応。

○小島委員長 はい、説明をお願いします。

○岡部予防課長 お答えします。

実施日も書いていただくことになります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

はい。

はい、阿部委員。

○阿部委員 はい。

まず、消防業務の皆さんには、365日24時間体制で鹿沼を守っていただいて、それに対して本当に敬意を表したいと思います。

その上で、今回この施行条例を年明けの1月1日にスタートするという事で、もうあと2週間ちょっとぐらいしかないですね。

それで、お隣、群馬でも林野火災が発生したということでは、本当に鹿沼も気をつけなくてはいけないということだと思うのですが、この市民周知というか、今後活動としては何かあれば、教えていただきたいと思います。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いいたします。

阿部委員の質疑にお答えします。

市民への周知方法については、この条例改正の概要をホームページ、広報かぬま、SNS、@InfoCanal及びケーブルテレビなどの様々な方法で広報し、制度の周知に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 この火災予防条例ということ自体が、自分あまり、こうやってまざまざ見ることがなかったので、また新しく条文が入るということで、そもそもから勉強しなく

てはいけないと思っているのですが、これはあくまで、では、努力義務ということになってしまっており、何でしょう、罰則や何か過料というのが伴わないものという認識でいいのかと。

ただ、条例で定めた以上は、行政のほうが強導なり、何かできるということを担保するためのものなのかなという、あくまで努力義務ということなのかなということをまず確認します。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

よろしくお願いします。

佐藤委員の質疑にお答えします。

まず林野火災注意報、こちらは努力義務なのですが、これが林野火災警報となると、まずこの林野火災警報が、消防法という火災警報の林野火災に特化した警報なので、その火災警報自体が、罰則を伴うものになっております。

この火の使用制限に違反した者は、30 万円以下の罰金、もしくは拘留という形で、消防法に明記されております。

なので、注意報のほうは努力義務なので、「たき火をやめてください」とか、「喫煙はやめてください」とか、そういった注意喚起になってしまうのですが、努力義務とはいえ、火災予防のためには、しっかりと私たちも指導させていただければと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、想定されるのは無許可でやってはいけない時期に、やってはいけない場所でやっていた場合、例えば、通報を受けるなり、発見した場合に、その勧告なり、「やめてください」ということをお願いするというような運用となるのでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

はい、そのとおりです。

まず、無許可で出されていて、私たちも無許可なので、把握はちょっとできないのですが、そういった地域の住民の方の情報があれば、そこへ、現場へ赴いて、その火災危険の周知とか、あとは今後もし同じようなことをやられるようであれば、たき火としてその届けを出してくださいというような促しをしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 新旧対照表の 45 条の 3 ですか、新しいところで、その林野火災の予防を目的として、いろんな区域を指定するということなのなのですが、これはその都度その都度判

断をして、この地域は制限しますとか、それとも年に1回決めていくのか、どういう区域の指定の仕方をしていくのでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず、区域の指定ですけれども、鹿沼市全域を想定しております。

ただ、全域といっても、この林野火災の注意報とか、警報は、林野火災に特化したものなので、その区域を私たちも、市街地ではそういった場所がないものですから、栃木県の森林計画、とちもりマップというものが公開されているので、そちらのマップを参考にして、森林と市街地の境とかを見ながら、その場所を森林に、重点的に、今後巡回広報とかをしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 あと、77条で、そのたき火も届け出ということなのですが、これ本当に先ほど言ったように、自分、こういったもの、ルールに精通していないので、今までは、自由にやれていたけれども、鹿沼市においては、たき火に関しても届け出をする努力義務が発生するということではないのでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

そのたき火の届け出、こちらはやはりその大規模な林野火災の出火原因になった一番の原因はたき火ということなので、これまで以上にそのたき火の、この周知をしていながら、たき火の実施者に対しては、この届け出を、ご面倒ですけれども、してやってくださいというような周知をしてもらいながら、今までも何件か、たき火については、そうはないのですが、芝焼きとか、あとは、どんと焼きとか、そういったものは受けていますので、それを継続しながら、たき火が追加されたことで、この件数は増えるかもしれませんが、注意喚起のほうもしっかりとやっていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 若干くどいなど、自分、わかっているのですが、ただ、では、一般的に、普通にレクリエーションでたき火をしようというときも、キャンプ場なんかは、それはもうそこは区域から除外されているという認識でいいのかということと、あと、では、市街、市内全体をいろいろ想定区域にするという中では、自宅の庭でたき火をするということも、基本的には届け出をしていかななくてはならないという考えでいいのでしょうか。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 はい、ただいまの質疑にお答えいたします。

たき火、キャンプファイヤーをやる場所は、やはりその学校の校庭とかもあるでしょうけれども、それも対象となっていますので、できるだけ届け出はしていただきたいと思います。

自宅についても、例えば、この想定している注意報の発令区域は、鹿沼市内全域ですが、やはり森林、森林とか、山林の近いところに特化したものなの、この注意報の目的がそうなので、そういったところでの一般家庭でのたき火、もし、こういうのもやられるのであれば、届け出対象とはなっております。

ただ、まちなかは、その林野火災注意報の、市全体としては考えておりますけれども、その森林にないようなまちのところは、この届け出からは、目的からは、除外はするのかなとはちょっと考えていますけれども、大きなたき火の届け出としては出していただければと、火災と紛らわしい行為をしているのだという認識を兼ねながら、私たちも把握する上で、届け出を出していただければと思っています、はい。

○小島委員長 説明は終わりました。

○岡部予防課長 以上で説明を終わります。

○小島委員長 若林消防長。

○若林消防長 岡部課長の説明に補足させていただきます。

繰り返しになりますけれども、たき火とか、あと、先ほどおっしゃったキャンプファイヤーみたいものは、届け出を出していただければやっていただいて結構なのです。

ただ、今回、繰り返しになりますが、大規模な林野火災等の原因がたき火、火入れなどといった行為が主であったというふうな結論から、その辺の行為を市民、全国民で注意していきましょう、注意喚起がしやすいような環境をつくりましょうというふうな思惑が、国のほうがございまして、林野火災注意報、林野火災警報というものを創設したというふうなことになりますので、市民の代表であります議員の方々も、そういう注意報、警報ができたということを市民の方にお伝えいただきながら、「もともとやっていいもんなんだけど、今日ちょっと風強いからやめたほうがいいよね」と、多分言いやすくなると思うのです、はい。

なので、そういった利用方法というか、口実というか、理由づけで、うまくたき火等のやり方を、注意喚起を、私、消防が本業ですので、私どもは一生懸命、さらにやらせていただきますが、皆様にもご協力いただければなというふうな思いがございます。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 はい、説明は終わりました。

船生委員。

○佐藤委員 すみません、まだ終わっていないのです。

(「まだ終わっていないの」と言う者あり)

○佐藤委員 いいですか、はい。

○小島委員長 ごめん、はい、佐藤委員。

○佐藤委員 はい。

本当に市民の私的な行為に制限をかけるというね、罰則がないとはいえ、努力義務を

課す条例だし、今部長おっしゃったように、周知をしようにも、我々として、よくこの運用がわかっていないと、なかなかこう、判断に悩むのですよ。

いいの、だめなのというときに、なので、ちょっとしつこく聞いているという趣旨はあるのですが、結局、何だっけ、忘れてしまう。

その周知というところを、では、本当にいいのか、悪いのか、ここでやっていいのかどうなのか、罰則があるのか、ないのかまで含めて、きちんと発し、広報していく必要があるのだと思うのですよ。

若干、正直申し上げて、いまだに、まだちょっと全部理解できていないという自分がいるのですね。

だから、そういった、きちんと周知をしないと、混乱はするのではないかということに関して、どう思いますかということと、これは全国的に、もう今自治体で全部制定している状況なのでしょうか。

その2つで最後です。

○小島委員長 説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず周知方法、こちらはホームページのほうを作成して、それで、それぞれの市民、やり方で周知しようと思っているのですけれども、この区域、区域は、先ほどもちょっと申し上げました鹿沼市全域をとりあえず考えていて、それで、その森林マップをもとに、ちょっと判断すると、ほとんどが、鹿沼市7割以上は森林なので、そういった、ちょっとこう、例えば、東部台ですと茂呂山とか、あとは花岡ですと富士山とか、そういった小さな、ある森林、山も、そのマップには入っているので、そういったところが、今回のこの区域なのだということを、そのホームページ上で表していければと考えております。

そして、次の全国的にこの条件とか、条例の改正を行っているかというご質問ですけれども、そのとおり、全国一律で、令和8年1月1日の施行に向けて動いている状況であります。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

はい。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、私は板荷で、バリバリ山の中でございます。

それで、バーベキューをやるときも、やっぱりあれ一種のたき火でしょう。

それともう1つ、庭前のもがりをはぎって、燃やせば、たき火となるのでしょうか。

ドラム缶を改造した焼却炉があるのですよ。

そういうものの使用も、どういうふうな扱いになりますか。

はい、それだけです。

○小島委員長 説明をお願いします。

どうぞ。

○岡部予防課長 予防課長の岡部です。

船生委員のご質疑にお答えいたします。

そのたき火に該当するバーベキュー、それと枯れ草等の伐採したものもの、それとか、一斗缶とか、ドラム缶の中で、そういった焼却行為、そのドラム缶の中がどういったものか、大体想像して、そういった森林伐採のものとか、たき火をしてもいいものが入っているという前提で考えますと、そういった、そのたき火の焼却行為ですね。

それを届け出を出してもらって、それで、届け出対象になりますので、それで、もし、そのまま届を出していただいて、安全にやってもらえれば、もっとも、全然問題ないのですけれども、もし注意報が発令して、それで、そのときに、まだ、「届け出は出したけれども、やりたいんだ」と言うことがあれば、私たちのほうもその努力義務でありますけれども、「じゃあ、今日やらないで、別な日にお願いします」とか、そういった注意喚起のほうはしていく方向で考えております。

以上で説明を終わります。

○小島委員長 説明は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第91号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○小島委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

この後、予算決算常任委員会を、総務部会を開会いたします。

開会は。

（「11時、11時」と言う者あり）

○小島委員長 11時といたします。

暫時休憩いたします。

（閉会 午前10時53分）